

山梨県立考古博物館及び
埋蔵文化財センター職員用パソコン購入
仕様書

令和 7 年 3 月

山梨県立考古博物館

目 次

1	概要.....	1
1. 1	調達名.....	1
1. 2	背景と目的.....	1
1. 3	山梨県立考古博物館及び埋蔵文化財センター職員用パソコンの概要.....	1
1. 4	調達の概要.....	1
1. 5	納入場所.....	1
1. 6	調達スケジュール.....	1
1. 7	支払条件.....	1
2	成果物.....	2
2. 1	成果物及び納入期限.....	2
2. 2	作成上の注意.....	2
2. 3	検査方法.....	2
3	本調達に係る要件.....	3
3. 1	共通要件.....	3
3. 2	購入物品の調達に係る要件.....	3
4	その他.....	3
4. 1	情報セキュリティ要件.....	3
4. 2	機密保持.....	4
4. 3	知的財産権の帰属等.....	4
4. 4	業務の再委託.....	4
4. 5	契約不適合責任等.....	5
4. 6	遵守事項.....	5
4. 7	特記事項.....	5

◇仕様書添付資料◇

- 1 仕様書別紙1「購入物品一覧」
- 2 仕様書別紙2「購入物品仕様一覧」
- 3 仕様書別紙3「購入物品の設置作業」
- 4 仕様書別紙4「概略スケジュール」

1 概要

1. 1 調達名

山梨県立考古博物館及び埋蔵文化財センター職員用パソコン購入

1. 2 背景と目的

山梨県立考古博物館及び埋蔵文化財センターでは、会計年度任用職員用のパソコン7台を調達し利用している。

Microsoft 社が、Windows10 及び Office2021 のサポートを令和7年10月で終了すると発表しており、サポート終了後はセキュリティの更新プログラムが提供されなくなり、新たな脅威への対策ができなくなる。このため、当該パソコン7台について、更新する必要性が生じており、購入によるハードウェア及びソフトウェア（以下「購入物品」という。）の調達を行う。

本仕様書は、購入物品の調達について定めるものである。

1. 3 山梨県立考古博物館及び埋蔵文化財センター職員用パソコンの概要

受付業務や埋蔵文化財発掘に係る業務等で利用している。

- ・Microsoft 製品を用いた文書作成や表計算
- ・県職員ポータルサイト、行政ネットワークによるメールや資料共有
- ・インターネットによる情報収集 等

1. 4 調達の概要

(1) 購入物品の調達

本仕様書に定める購入物品の調達を行い、山梨県立考古博物館が指定する場所に納入する。購入物品の詳細は、仕様書別紙1「購入物品一覧」及び仕様書別紙2「購入物品仕様一覧」に示す。購入物品の設置作業については、仕様書別紙3「購入物品の設置作業」に示す。

(2) 購入物品の設定

購入物品の利用のために必要となる設定作業を行うとともに、設定後における購入物品の動作確認を行うこと。

1. 5 納入場所

山梨県立考古博物館内及び山梨県立考古博物館副館長が指定する場所

1. 6 調達スケジュール

(1) 概略スケジュール

本調達に係るスケジュールの概略を仕様書別紙4「概略スケジュール」に示す。

(2) 納入期限

令和7年4月30日（水曜日）

ソフトウェアライセンスの取得については、購入物品の設定等の期間分を考慮の上、行うこと。

1. 7 支払条件

1. 4に示す本調達に係る一切の費用については、売買契約とし、本調達に係る検査後に所要の手続きの上、支払うものとする。

2 成果物

2. 1 成果物及び納入期限

受注者は、次の成果物を納入期限までに提出すること。

No.	名称	媒体・部数	納入期限	備考
1	業務計画書	製本 1 部 電子 1 部	契約締結 後 1 4 日 以内	提出後に承認を得ること。
2	購入物品一式(*1)	仕様書別紙 1 に示す数量	R7. 4. 30	
3	購入物品一覧	製本 1 部 電子 1 部	R7. 4. 30	
4	購入物品仕様一覧	製本 1 部 電子 1 部	R7. 4. 30	メーカー・製品名・仕様・保証状況等を内容とする
5	製品マニュアル	製本 1 部 電子 1 部	R7. 4. 30	
6	ライセンス証(*2)	製本 1 部 電子 1 部	R7. 4. 30	
7	機器設定書	製本 1 部 電子 1 部	R7. 4. 30	端末・サーバ等へのソフトウェアインストール状況、ネットワーク機器の設定状況等を内容とする
8	業務完了報告書	製本 1 部 電子 1 部	R7. 4. 30	

(*1) 購入物品一式とは、本調達で調達した物品等一式を指す。

(*2) ライセンス証は、正版に原本を、副版に写しを付すこと。

2. 2 作成上の注意

- (1) 成果物の作成など提出に係る工数及び必要な資材はすべて受注者が負担すること。
- (2) 成果物は日本語で作成すること。また、製本は日本産業規格 A 4 版を原則とし、目次及びインデックスを付してチューブファイル等にまとめて提出すること。ただし、図表については、必要に応じて A 3 版縦書き・横書きを使用することができる。
- (3) 「媒体・部数」欄の電子とは、電子データを CD 等の媒体で提出することを指す。なお、電子データは、原則として Microsoft 365 Apps (Word、Excel、PowerPoint) で参照及び編集できる形式とすること。
- (4) ハードウェア及びソフトウェアの付属物や保証書などは、それぞれの対象ごとに分類・整理して提出すること。

2. 3 検査方法

- (1) 成果物の確認及び内容審査をもって検査とする。
- (2) 成果物の確認及び内容審査時に修正、追記等を求められた箇所については、速やかに修正し提出すること。

3 本調達に係る要件

3. 1 共通要件

- (1) 作業工程表・作業体制図等を内容とする業務計画書を作成の上、契約締結後14日以内に提出し、承認を得ること。なお、作業工程表については、事前に山梨県と協議し、その内容に従って作成すること。
- (2) 作業全体を統括する責任者を配置するとともに、作業を円滑に進めるために必要な作業体制を整えること。
- (3) 購入物品については、全て新規に用意すること。また、個別にバージョン等を指定するものを除き、最新版を原則とすること。
- (4) 購入物品は、パッチ及び最新アップデートプログラムが入手可能なものであること。
- (5) 購入物品に対する保証サポートを受けるために、予めユーザ登録等の手続きを行う必要がある場合、山梨県をユーザとして登録する手続きを適正に行うこと。また、登録手続き完了後、速やかに山梨県の確認を受けること。
- (6) 購入物品の搬入にあたり、必要に応じて適切な養生を行い、搬入先の施設及び搬入する機器に損害を与えないこと。なお、搬入作業において、受注者が搬入する購入物品及び県施設等に損傷を与えた場合、直ちに山梨県に報告を行い、受注者の責任及び負担により修復等を行うこと。
- (7) 購入物品の梱包物、搬入の際に使用した養生品及びその他不要となった資材について、搬入完了後、速やかに撤去すること。
- (8) 購入物品の導入にあたり、ネットワーク、電源、付帯設備は、既存設備を流用することとしているが、設置にあたっては、受注者が自らこれらの設備の確認を行うこととし、当該設備の利用について支障がある場合には、山梨県の実情を踏まえ、受注者の責任において設置可能とする対応を行うこと。

3. 2 購入物品の調達に係る要件

(1) 購入物品の調達

- ア 仕様書別紙2に示す機能要件を満たすハードウェア及びソフトウェアを調達すること。
- イ 購入物品を納入場所に搬入し、仕様書別紙3のとおり設置すること。
- ウ 設置に当たっては、既存機器、既存配線等に影響を与えないよう十分に配慮し、慎重に行うこと。

(2) 購入物品の設定

山梨県のネットワークに接続し、購入物品が利用可能となるように次の設定作業（設定後の動作確認を含む）を行うこと。なお、設定作業の詳細については、別途、山梨県と協議の上、決定する。

ア ネットワーク設定

イ 別途指定するドメインへの参加

ウ 資産管理ツール等の設定

エ その他、利用するソフトウェア（Microsoft Office、ウイルス対策ソフト、システムソフトウェア等）の設定

4 その他

4. 1 情報セキュリティ要件

- (1) 受注者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受注者は、山梨県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。
- (3) 受注者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、山梨県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し山梨県の承諾を得た上で実行すること。
- (4) 受注者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠する

こと。

- (5) 受注者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに山梨県に報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関して、山梨県が受注者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。
- (7) 受注者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、山梨県の求めに応じ、山梨県と協議を行い、合意した対応を実施すること。

4. 2 機密保持

- (1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、山梨県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 山梨県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 山梨県から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 山梨県から秘密でないと指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に山梨県と協議の上、承認を得たもの
- (2) 受注者は、山梨県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、本調達に係る検査後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る山梨県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、山梨県から貸与されたものについては、検査後 1 週間以内に山梨県に返却するものとする。

4. 3 知的財産権の帰属等

- (1) 本調達に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、受注者が本調達以前より権利を保有していた等の明確な理由により、本調達に係る契約時等にあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外、山梨県が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、全て山梨県に帰属するものとする。また、山梨県は、提出された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 47 条の 3 の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本調達に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事前に山梨県へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本調達に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。
- (6) 著作権以外の知的財産権について、本調達で発生した権利は、原則、山梨県に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。ただし、山梨県から提供するものは除く。

4. 4 業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受注者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、山梨県が承認した場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託の相手方に対して、本仕様書「4. 1 情報セキュリティ要件」、「4. 2 機密保持」及び「4. 3 知的財産権の帰属等」を含め、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (4) 受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。
- (5) 受注者は、山梨県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について山梨県に対し報告し、また山梨県が自ら確認することに協力するものとする。
- (6) 受注者は、山梨県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、山梨県の承認を得るものとする。

4. 5 契約不適合責任等

- (1) 検査完了後に、本調達について本仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者の責任、負担において、山梨県と協議の上、契約書第10条の規定により迅速に当該契約不適合に係る履行の追完等を行うものとする。なお、履行の追完を実施した際には、書面にて山梨県に報告を行うこと。

4. 6 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。
- (3) 搬入する機器について、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策、VDT作業における労働衛生管理等の環境配慮を行うこと。この際、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に記載された事項については、必要な対応を行うとともに、特に、執務室に設置する機器に関しては、執務室の環境に配慮すること。

4. 7 特記事項

本仕様書に定めのない事項については、山梨県と受注者が協議の上、別に定めることとする。